

沖縄県と沖縄電力株式会社との
2050年脱炭素社会の実現に向けた連携協定書

沖縄県（以下「甲」という。）と沖縄電力株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、SDGsの理念の下、本県における2050年の持続可能な脱炭素社会の実現を目指して、甲及び乙が緊密に連携・協力することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため次の事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 電気の安定的かつ適正な供給の確保に関すること
- (2) 再生可能エネルギーの導入拡大に関すること
- (3) 二酸化炭素を排出しない、もしくは排出量の少ない発電への転換促進に関すること
- (4) 石炭火力発電所等から排出される二酸化炭素の回収及び利活用の促進に関すること
- (5) 運輸等の電化推進に関すること

2 具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から当該年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により終了の申し出を行わない時は、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年12月22日

甲：沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 玉城 康裕



乙：沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 本永 浩之

